実施 16　非常用発電機定期点検業務仕様書

本仕様書は当該業務の最低要求水準を示す。設備の詳細配置、設定値、制御情報、緊急連絡先その他セキュリティ上の配慮を要する情報については、公募時の現地確認又は契約締結後の限定開示により提示し、受託者は、当該情報を業務計画書、設備台帳その他必要な関係書類に反映するものとする。

1．適用及び目的

(1) 本仕様書は「堺市産業振興センター貸館運営及び施設管理包括業務委託　総合仕様書」（以下「総合仕様書」という。）と一体として適用し、非常用発電設備の始動・発電・停止性能及び消防用設備等の非常電源機能を維持する。

2．対象設備

(1) イベントホール 2 階の非常用発電設備一式を対象とする。

(2) 現行基本情報は、ディーゼル機関クボタ LH50CS、1986 年製、240PS・176.5kW、発電機西芝電機 NTAKL-DEIC、1986 年 5 月製、200kVA・220V とする。 なお、176.5kW は駆動用ディーゼル機関の出力、実施 04 に記載する 160kW は発電機の電気出力であり、両者は対象が異なる。

(3) 受託者は機関、発電機、制御盤、始動、燃料、潤滑、冷却、吸排気、蓄電池・充電装置等を銘板・現況で照合し設備台帳を確定する。

3．資格・点検回数及び日程

(1) 対象設備の点検及び消防設備点検に必要な資格又は知識を有する者が実施する。

(2) 各年度 1 回の総合点検を基本とする。簡易な日常・月例確認は統括 04 設備運転監視業務、消防法上の機器点検・総合点検及び報告との関係は実施 17 防災設備保守点検等業務との分担表による。

(3) 実施日は停電、切替、消防設備停止及び施設利用への影響を踏まえ、統括 04、実施 04 及び実施 17 と調整する。

4．点検・測定・運転確認

(1) 外観、据付、漏れ、緩み、燃料、潤滑油、冷却水、吸排気、始動装置、制御・保護、発電機、盤類、配線、絶縁、計器、蓄電池・充電装置を点検する。

(2) 始動、運転、発電、電圧・電流・周波数、異音・振動・排気、停止及びタイムシーケンスを確認する。

(3) 蓄電池の総合電圧、セル電圧、比重、液面、液温、充電電圧・電流等を型式に応じ確認する。

(4) 使用測定器、管理番号、校正又は有効期限を記録する。

5．負荷運転等の運転性能確認

(1) 消防法令上必要な運転性能確認は、対象設備の直近の実施方法・実施日、予防的な保全策の実施状況、設備状態及び関係法令上の要件を確認した上で、負荷運転又は内部観察等の適切な方法により実施する。

(2) 受託者は、前項の確認結果を踏まえ、当該年度に採用する方法及びその根拠、実施条件、停電の要否、燃料消費、排気・騒音、安全措置その他必要事項を実施前に発注者へ提示し、実施 04 及び実施 17 その他関係業務と調整する。

(3) 通常の無負荷試運転は、年 1 回の総合点検に伴う通常試運転として固定委託費に含む。ただし、無負荷試運転のみをもって、法令上必要な負荷運転又は内部観察等の運転性能確認に代えることはできない。

(4) 負荷運転又は内部観察等を実施する場合に必要となる疑似負荷装置その他の負荷試験装置、仮設ケーブル・仮設配線、追加燃料、専門分析、分解作業その他通常の年次総合点検を超える作業及び資機材は、固定委託費に含めず、別途費用とする。実施に当たっては、受託者が事前に方法、数量、必要性及び見積額を提示し、発注者の承認を受けるものとする。

6．交換・修理及び燃料

(1) 潤滑油、冷却水、フィルター、V ベルト、ゴムホース、シール材、蓄電池その他の部品・消耗品の交換は、通常の点検・状態確認を除き、原則として固定委託費に含めない。予防的な保全策として交換が必要な場合は、推奨交換期限、実績及び必要性を示し、別途見積り・承認後に実施する。ただし、補足資料で定額に含むと明示したものはこの限りでない。

(2) 不良箇所を発見した場合は、運転可否、応急措置、部品供給、修理方法、概算費用及び復旧見込みを報告する。

(3) 燃料の量、外観、水分・沈殿等の状態を確認する。年次総合点検及び通常の無負荷試運転に伴う通常消費分は固定委託費に含む。負荷運転等により通常量を超えて必要となる追加燃料、満量管理のための補給及び燃料処理は別途費用とする。

(4) 冷却系統の水垢、錆及び漏れを確認し、清掃・修理履歴と現況を比較する。

7. 安全管理

(1) 火気、漏油、燃料流出、排気ガス、換気、騒音、回転体、感電、誤始動及び第三者立入の対策を行う。

(2) 屋内運転では排気・換気状態を確認し、一酸化炭素中毒その他の危険を防止する。

(3) 停電・切替を伴う場合は、操作責任者、手順、影響範囲、復旧確認及び緊急連絡を明確にする。

8. 責任分界

(1) 統括 04 設備運転監視業務は日常状態・燃料残量・警報等の確認と通報を担当し、本業務は年次専門点検・測定・整備提案を担当する。

(2) 実施 04 自家用電気工作物保安管理業務は商用電源・受変電側及び切替盤の電源側、本業務は発電機・制御側及び発電出力確認を担当する。

(3) 実施 17 防災設備保守点検等業務は消防用設備等の法定点検・報告全体を統括し、本業務は非常電源設備の専門点検・測定資料を提供する。

(4) 同一の点検・試験・報告を二重計上しない。

9. 費用区分

(1) 別途費用を伴う作業は、総合仕様書第 5 項及び第 16 項に基づき、発注者の事前承認を受け、作業内容、金額及び費用負担に応じて、発注、書面による契約変更又は別途契約等の必要な手続を経た上で実施する。承認のみをもって契約変更又は別途契約が成立するものではない。緊急時は仕様書等に定める必要最小限の安全措置及び報告を優先し、追加費用を伴う作業は発注者と手続を確認する。

(2) 固定委託費には、年 1 回の総合点検、外観・機能点検、通常測定、無負荷試運転、通常消費燃料、報告書作成、通常使用する測定器・工具・資機材、交通費及び点検に伴う軽微な調整を含む。

(3) 次に掲げるものは、補足資料で定額に含むと明示したものを除き、固定委託費に含めず別途費用とする。①負荷運転又は内部観察等に必要な疑似負荷装置その他の負荷試験装置、仮設ケーブル・仮設配線、追加燃料、専門分析及び分解作業、②潤滑油、冷却水、各種フィルター、V ベルト、ゴムホース、シール材、蓄電池その他の部品・消耗品の交換、③専門清掃、分解整備及び修理。

(4) 別途費用となる作業は、緊急の安全確保に必要な応急措置を除き、受託者が事前に作業方法、必要数量及び見積額を提示し、発注者の承認を受けた後に実施する。

10.報告・更新リスク及び引継ぎ

(1) 資格者、方法、測定値、判定、不具合、燃料、交換・修理、写真、次回期限及び未是正事項を報告する。

(2) 過去報告の部品販売終了情報は現状を保証しないため、受託者は現在の部品供給、代替可否、修繕履歴及び更新リスクを確認する。

(3) 履行終了時に設備台帳、測定・運転履歴、消防報告資料、部品供給、未是正及び更新提案を引き継ぐ。

11.その他本業務で求めること

(1) 予防的な保全策を適用する場合は、予熱栓等の年次確認を行うとともに、潤滑油、冷却水、各フィルター、Vベルト、ゴムホース、シール材及び始動用蓄電池について、メーカー等が示す推奨交換期限と交換実績を管理し、次回交換時期を明確にすること。

(2) 非常用発電機は自家用電気工作物でもあるため、電気主任技術者又は保安管理業務担当者、防火管理者、実施 04 及び実施 17 と実施条件を調整すること。

(3) 負荷運転又は内部観察等の詳細データ、予防的保全記録、測定器情報及び運転中の電圧・周波数・油圧・水温・排気状態を成果物に添付すること。

(4) 1986 年製設備であることを踏まえ、部品供給、代替部品、修理不能リスク及び更新までの暫定保全策を年度ごとに評価すること。

１２.補足資料

(1) 「実施 16 非常用発電機定期点検業務 補足資料」を適用し、設備台帳、標準点検、運転性能確認、交換・費用、責任分界及び報告様式を具体化する。